

資本関係・人的関係等に関する調書

年 月 日

公立大学法人大阪 理事長 様

入札等の参加申請時において、資本関係・人的関係等は次のとおり相違ありません。

主たる営業所
(又は支店等)
の所在地

商号又は名称

代 表 者
(又は受任者)
役 職 ・ 氏 名

印

- 1 会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号(*1)及び第4号(*2)の規定による親会社又は子会社について
 - 該当するものではありません
 - 次のとおりです

親会社・ 子会社の別	大阪府又は大阪 市登録承認番号	会社の商号又は名称	所 在 地	議決権の被所有割合 (%) ()のうち間接被所有割合

- 2 自社役員で他社の役員(*3)を兼務している会社について
 - 該当するものではありません
 - 次のとおりです

自社役員氏名	自社での役職名	大阪府又は大阪 市登録承認番号	会社の商号又は名称	所 在 地	役職名

- 3 事業協同組合に加入している場合(*4)について
 - 該当するものではありません
 - 次のとおりです

組 合 名

(注)入札等の参加者が事業協同組合の場合は、
組員名簿を提出すること

- 4 自社代表者で他社の代表者と夫婦、親子(*5)の関係にある会社について
 - 該当するものではありません
 - 次のとおりです

大阪府又は大阪 市登録承認番号	会社の商号又は名称	所 在 地	代表者氏名	続柄

- 5 自社代表者で他社の代表者と血族の兄弟姉妹(*6)の関係にある会社で、かつ、本店又は受任者を設けている
場合で、その支店、営業所の所在地が同一場所にある他の会社について
 - 該当するものではありません
 - 次のとおりです

大阪府又は大阪 市登録承認番号	会社の商号又は名称	所 在 地	代表者氏名	続柄

- 6 電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が同一である他の会社について
 - 該当するものではありません
 - 次のとおりです

大阪府又は大阪 市登録承認番号	会社の商号又は名称	所 在 地	同一の内容 (○をつけてください) 電話・FAX・メールアドレス・その他
			電話・FAX・メールアドレス・その他
			電話・FAX・メールアドレス・その他

- 7 自社の者で、他者の本法人の入札等に関わる営業活動にも携わっている者がいる他の会社について
 - 該当するものではありません
 - 次のとおりです

氏 名	自社での役職名	大阪府又は大阪 市登録承認番号	会社の商号又は名称	所 在 地	役職名

※ 各項目の□の欄に☑を入れること。また、記入欄が不足する場合は別紙を添付すること

資本関係・人的関係等に関する調書の記入要領

- 1 共同企業体の場合、構成員全者が作成し提出すること
- 2 関係する会社は、大阪府又は大阪市の入札参加有資格者に限って記入すること
- 3 各項目において、該当会社が複数ある場合は該当会社全てを記載すること。なお、表の行数が足りない場合は、それぞれ別紙用紙を作成・記載のうえ割り印をし提出すること
- 4 (*1) (*2)会社法第2条第3号及び第4号は下の参考1及び別紙参考3を参照すること
- 5 (*3)役員とは、法人の場合は代表取締役、専務取締役等の会社の業務執行の決定権を有する者並びに、会社更生又は民事再生の手続き中の管財人、又、個人の場合は代表者。なお、監査役及び執行役員は役員に含めない。
- 6 (*4)入札等の参加者が事業協同組合の場合、組合員名簿を提出すること
- 7 (*5)夫婦、親子とは(参考2)の  で囲まれた者。
- 8 (*6)血族の兄弟姉妹とは(参考2)の  で囲まれた者。

(参考1)

会社法（平成17年法律第86号）

第2条(定義)

一 略

二 略

三 子会社

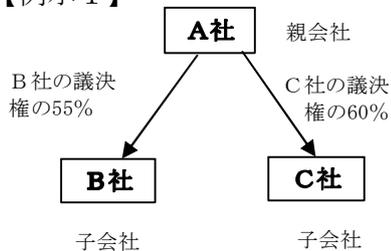
会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社はその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

四 親会社

株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう

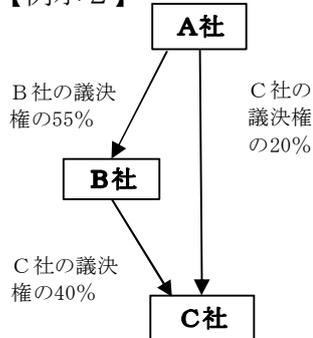
親会社、子会社の例

【例示1】



A社はB・C社を記載
B社はA・C社を記載
C社はA・B社を記載

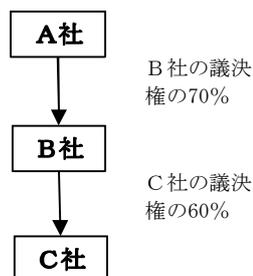
【例示2】



B社はA社の「子会社」であり、親会社であるA社及び子会社であるB社が、C社の議決権の過半数を有することから、A社はC社の「親会社」と看做され、C社はA社の「子会社」と看做される。

A社はB・C社を記載
B社はA・C社を記載
C社はA・B社を記載

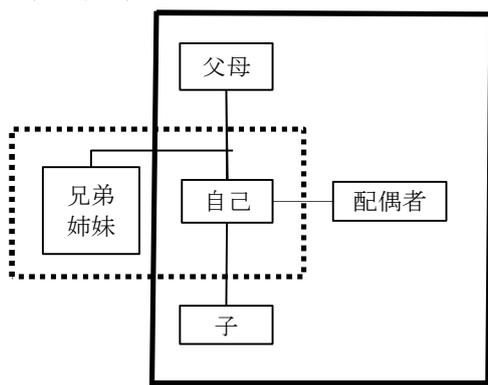
【例示3】



B社はA社の「子会社」であり、子会社であるB社がC社の議決権の過半数を有することから、A社はC社の「親会社」と看做され、C社はA社の「子会社」と看做される。

A社はB・C社を記載
B社はA・C社を記載
C社はA・B社を記載

(参考2)



会社法施行規則

第二章 子会社及び親会社

(子会社及び親会社)

第三条 法第二条第三号に規定する法務省令で定めるものは、同号に規定する会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。

2 法第二条第四号に規定する法務省令で定めるものは、会社等が同号に規定する株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該会社等とする。

3 前二項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう（以下この項において同じ。）。

一 他の会社等（次に掲げる会社等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の総数に対する自己（その子会社及び子法人等（会社以外の会社等が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。）を含む。以下この項において同じ。）の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合

イ 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等

ロ 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社

ハ 破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等

ニ その他イからハマまでに掲げる会社等に準ずる会社等

二 他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数（次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同じ。）の割合が百分の五十

- を超えていること。
- (1) 自己の計算において所有している議決権
 - (2) 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権
 - (3) 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権
- ロ 他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（当該他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）の数の割合が百分の五十を超えていること。
- (1) 自己の役員
 - (2) 自己の業務を執行する社員
 - (3) 自己の使用人
 - (4) (1) から (3) までに掲げる者であった者
- ハ 自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。
- ニ 他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額に対する自己が行う融資（債務の保証及び担保の提供を含む。ニにおいて同じ。）の額（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を含む。）の割合が百分の五十を超えていること。
- ホ その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。
- 三 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）であつて、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合
- 4 法第三百三十五条第一項の親会社についての第二項の規定の適用については、同条第一項の子会社を第二項の法第二条第四号に規定する株式会社とみなす。

関係会社の参加制限について

当該入札等に参加しようとする者が、次のいずれかの関係に該当する場合、そのうちの1者しか参加できない。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ① 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) 以下のいずれかに該当する2者の場合

- ① 組合とその組合員
- ② 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦、親子の関係である場合
- ③ 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ、本店又は、受任者を設けている場合は、その支店、営業所の所在地が、同一場所である場合
- ④ 一方の会社の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社と同一である場合
- ⑤ 一方の会社の本法人入札等に関わる営業活動を携わる者が、他方の会社と同一である場合

(4) その他入札等の適正さが阻害されると認められる場合